

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
欠席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	井戸田 敏 明	
出席	委員	堀 田 薫	
出席	委員	伊 藤 利 彦	
出席	委員	飯 田 喜美子	
出席	委員	堀 田 為積穂	
出席	委員	加 藤 俊 治	
出席	委員	鈴 木 秀 夫	
出席	委員	加 賀 裕 二	
出席	委員	前 野 順 子	
出席	委員	辻 義 則	
出席	委員	神 田 俊 紀	
欠席	委員	平 野 博 吉	
出席	委員	柴 田 隆 吉	
出席	委員	竹 田 義 弘	
出席	委員	池 口 克 八	
出席	委員	横 井 美喜夫	
出席	委員	伊 藤 里 海	
出席	委員	山 田 進	
出席	委員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	伊 藤 長 利
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 事（事務担当）	生 田 一

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 平成27年3月20日(金) 午前9時00分から午前9時34分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員(35人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第5条関係取消願 2. 農地法第18条第6項の規定による通知 3. 農地改良届出書</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主事 生田 一 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成27年3月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中35名で、定足数に達しておりますので、只今より3月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号15番 不破 恭一 委員

議席番号16番 服部 典雄 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・8件

議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・15件

決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・37件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・14件

2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・3件

3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・1件

4. 現況証明願・・・・・・・・・・2件

報告 1. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・1件

2. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・12件

3. 農地改良届出書・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から8番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、8件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長	<p>只今、事務局より議案第32号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
井戸田委員	<p>申請理由の説明の中で、譲り受けと買い受けの違いについてお聞きしたいのと、申請理由の「規模拡大」と「耕作に励む」との違いについて、お伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>無償にて受けるものを、譲り受け、有償にて取得するものが、買い受けになります。また、規模拡大と耕作に励むとの違いについては、申請書の申請理由のとおりとなっております。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請 8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>太陽光の申請でございます。計画では、182枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましてはフェンスで囲う計画でございます。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第33号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請 15件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は現在、大工工事業を営んでおり、津島市にある3箇所の資材置場を返却することとなり、今般の申請にて申請地を資材置場として利用する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

太陽光の申請でございます。計画では、120枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきまはフェンスで囲い、地表面については砂利敷きとの計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は現在、東海市内の賃貸マンションに家族3人で暮らしておりますが、将来第二子を儲け育てるには、大変手狭なことにより、祖父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は現在、桑名市内の賃貸マンションに家族3人で暮らしておりますが、今度子供の成長を考えると、大変手狭なことにより、祖父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は現在、自動車の輸出・販売業を営んでおりますが、現在使用中の自動車置場1箇所を返却することとなり、また、昨今の円安の影響及び取締役の母国スリランカの景気上昇に伴い、取扱量が増加し、現在の資材置場では手狭になり、申請地を自動車置場として利用する計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

太陽光の申請でございます。計画では、216枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきまはフェンス及び植栽で囲う計画でございます。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は現在、理容業を営んでおりますが、理容台椅子が6脚あるのに対し、

お客様用の駐車場スペースは3台分しかなく、駐車場確保に大変苦慮している事により、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は現在、金属製品・合成樹脂加工品の製造及び販売業を営んでおりますが、新規社員が入社すること、また、名古屋市内の工場を閉鎖し、本社工場へ集約することにより、貨物車の待機駐車場及び従業員駐車場が不足するため、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は現在、愛西市内の賃貸アパートにて、家族4人で暮らしておりますが、今後、子供が成長するにあたって、現在のアパートでは大変手狭なことにより、今般の申請にて、申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は現在、「特定非営利活動法人 夢んぼ」として、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス並びに福祉ホームの事業を展開しておりますが、定期的に運営会議など開く折に、保有車両及び従業員駐車場確保に大変苦慮していることにより、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は現在、10番同様、「特定非営利活動法人 夢んぼ」として、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス並びに福祉ホームの事業を展開しておりますが、事業を展開する中で、卒業後も引き続き支援して欲しいなどの要望があり、また、就労継続支援を必要とする人数も増加傾向にあることにより、今般の申請にて、申請地へ社会福祉施設を建築する計画でございます。

(12番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

太陽光の申請でございます。計画では、197枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲う計画でございます。

(13番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

太陽光の申請でございます。計画では、164枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲う計画でございます。

(14番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

太陽光の申請でございます。計画では、243枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲う計画でございます。

	<p>(15番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>申請者は現在、土木工事・ガス管工事業を営んでおり、現在、津島市及び稲沢市に1箇所ずつ資材置場を確保しておりますが、順調に業績を伸ばし受注量が増加する中で、現在の資材置場では、大変手狭になり、今般の申請にて、申請地を資材置場として利用する計画でございます。</p> <p>以上、15件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第34号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
太田委員	<p>太陽光発電設備について、これまでに、どのくらいの面積と件数の申請がでておりますか。また、太陽光発電設備が増えることによって、優良農地が失われていくと思われますが、市としての方針はあるのですか。</p>
事務局	<p>面積と件数については、手元に資料がないため、次回の定例会にて報告させていただきます。委員さんの言われるように、優良農地が虫食い状態にならないよう、許可要件と照らし合わせながら、指導していきます。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請 15件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から37番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第12号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から37番、全体筆数は163筆、面積は188,394㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は、35筆55,780㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は14方で合計132,614㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、麦・大豆、レンコン、普通畑でございます。公告年月日は平成27年3月31日、契約開始年月日は平成27年4月1日、新</p>

<p>会長</p>	<p>規 1 5 6 件、再設定 7 件、契約期間は 2 年 5 年 6 年 1 0 年等で権利の内容は、賃借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p> <p>只今、事務局より決定第 1 2 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 番から 1 4 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、1 4 件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 番から 3 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3 件の届出を受理いたしました。尚、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理いたしました。尚、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1 番から 2 番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、2 件の届出がございました。尚、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、専決報告 4件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、当初目的・取消理由を朗読及び説明) 以上、1件の取消願が提出されましたので、内容を確認し、県へ進達させていただきました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から12番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、12件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明) 以上、1件の届出がございました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、報告 3件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時34分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成27年3月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 15番委員 不破 恭一

議事録署名者

議席番号 16番委員 服部 典雄